

最高裁秘書第4422号

平成29年10月31日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

1月27日付け（同月30日受付，最高裁秘書第378号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

花村良一裁判官の急死を原因として遺族から国家賠償請求訴訟を提起される可能性があることについて最高裁がどのように考えているかが分かる文書

2 開示しないこととした理由

1の文書の存否を答えることは，不開示情報である個人識別情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号前段に相当）を開示することとなるので，同文書の存否を答えることはできない。